

新ルートの概要（日本国特許庁が提案し、三極特許庁間で議論されている内容）

1. 新ルートの基本コンセプト

新ルートを通じて第1庁にされた出願は、第1庁の出願日に第2庁に出願したものとみなされる。第1庁にされた新ルート出願は、第1庁の出願日から、第2庁の通常の国内出願と同等の効力を有する。（「1出願」）

新ルート出願がなされると、第1段階として第1庁による国内/域内サーチ・審査がなされる。国際段階のサーチ・審査と国内/域内サーチ・審査との重複は存在しない。

国際的整合のとれたタイムフレームが適用され、第1庁によりなされたサーチ・審査結果は第2庁によって完全に利用される。（「1サーチ、1審査」）

出願人が翻訳文を提出する期限は出願日（優先日）から30か月である。第1庁のサーチ・審査結果は30か月の期限の十分前に発行され、出願人は第2庁における手続きを継続するか否かの必要性について十分検証することができる。（「30か月の猶予」）

2. 出願人と特許庁の手続き

（1）出願

出願人は国内出願（または第1庁が広域特許庁の場合は域内出願）を、第1庁の公用語で第1庁に出願する。出願は、英語の書誌データ（出願が英語でない場合）と英語の要約を含む統一様式で「新ルート使用の宣言」とともになされる。出願人は、第1庁への国内出願又は他庁への外国出願の優先権を伴う出願をすることが可能である。

第1庁にされた新ルート出願は、第1庁の出願日から、第2庁の通常の国内出願（又は第2庁が広域特許庁の場合は域内出願）と同等の効力を有し、第1庁への出願日は第2庁への実際の出願日とみなされる。

新ルート出願が第1庁への国内出願又は他庁への外国出願の優先権を伴う場合には、新ルート出願は第2庁においてパリ条約の優先権を有するものとして扱われる。

（2）第2庁への通知

出願人からの「新ルート使用の宣言」に基づき、第1庁は第2庁に出願を電子的に送付するとともに、第2庁に出願が新ルートを通じてなされたことを通知する。出願人の第2庁への手続きの代わりに、右通知により、審査すべき新ルート出願について第2庁に注意が喚起される。

（3）18か月出願公開

第1庁は、出願日（優先日）から18か月の時点で、電子形態の統一様式で出願を公開する（例、インターネットによる公開）。フロントページは、第1庁の言語が英語の場合は英語のみで公開され、英語以外の場合は第1庁の公用語と英語の両方で公開される。明細書、クレーム及び図面は、第1庁の公用語のみで公開される。（これらの手続きはPCT出願の場合と同様である。）

（4）第1庁におけるオフィスアクション及びサーチレポートの発行

所定期間内に第1庁は国内/域内審査の一次審査結果を発行する。第1庁の一次審査結果に基づきサーチレポートが作成される。サーチレポートは所定期間内に英語で作成される。

第1庁が審査請求制度を採用している場合、新ルート使用の宣言は審査請求と見なされ、第1庁によるサーチレポートが国際的整合のとれたタイムフレームに従って速やかに作成される。

第1庁が出願公開前に審査結果を出す場合には、サーチレポートは公開と同時に発行可能である。

(5) 出願人による第2庁への手続き

第1庁の一次審査結果に基づき、出願人は第2庁への手続を続行するか否か判断する。第2庁への手続続行する価値があると判断した場合、出願人は第1庁に出した出願書類の翻訳(統一様式に従ったもの)を、第1庁による審査結果の英訳と共に、出願日(優先日)から30か月以内に第2庁に提出する。

(6) 第2庁における審査

サーチレポートと出願書類/一次審査結果の翻訳が提出された後、第2庁は第1庁によるサーチレポートと審査結果を利用して審査を開始する。サーチレポートと一次審査結果の利用の程度に応じ、第2庁における手数料減額も考慮されるべきである。第1庁の審査結果の第2庁による利用促進も検討する必要がある。

出願人が第1庁の一次審査結果の前に出願書類の翻訳を提出した場合、第2庁は第1庁による一次審査結果を待たずに審査を開始することができる。

外国出願の新ルート提案 - PCTを利用しない出願が対象 -

